

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住所	備考
(株)内田工業	茨城県小美玉市倉数869-1	

2. 指名停止措置期間 令和3年6月3日 ~ 令和3年9月2日 (3箇月)

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

(株)内田工業の使用人が、小美玉市職員に賄賂を供与したとして、令和3年5月31日、贈賄の容疑で茨城県警に逮捕された。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第2第2号に該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2>

措置要件	期間
(贈賄) 次の(1), (2)又は(3)に掲げる者が茨城県, 栃木県, 埼玉県, 千葉県, 東京都及び神奈川県 <small>の区域(以下「関東区域」という。)</small> 内の公共機関の職員(笠間市職員を除く。以下同じ。)に対して行った贈賄の容疑により逮捕され, 又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (3)使用人	逮捕又は公訴を知った日から 1箇月以上3箇月以内

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219, 220)